

介護事業経営実態調査等の見直しについて

介護給付費分科会等で指摘された事項

- 平成27年度介護報酬改定に関する審議報告（抄）（平成27年1月9日）
 - ・ 介護事業経営実態調査については、これまでの審議における意見（例えば調査対象期間など）も踏まえ、次期介護報酬改定に向けてより有効に活用されるよう、引き続き調査設計や集計方法を検討する。
- 平成26年度介護事業経営実態調査結果の概要（抄）（平成26年10月15日 第110回介護給付費分科会）
 - ・ 施設系サービスの収支は本体サービスで基本的に完結している一方、居宅サービスは利用者が複数のサービスを組み合わせて利用し、また、事業者も複数のサービスを一体的に提供していることが多く、これらのサービスに係る費用が適切にサービス毎に按分できない場合がある等の調査上の限界がある。（実際に、居宅系の個々のサービスの値の分布は施設系と比較して相対的にばらつきが大きい傾向がある。）
 - ・ 創設後間もなく稼働率が低調である等の課題も考えられるサービスや有効回答数が少ないサービスの調査結果については、それ以外のサービスとは同列に扱うべきではない。
 - ・ 実際の事業は法人単位で実施され、法人としての収支や経営の状況は必ずしもサービス毎の収支差率等とは一致しない。また、本調査による介護サービス毎の収支差率と、法人単位で把握した他産業の収支差率を単純に比較すべきではない。
 - ・ 母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや、依然として記入不備が多くみられた調査項目については、引き続き次の調査に向けて改善を進めていく。
- 平成27年度予算編成における大臣折衝事項（抄）（平成27年1月11日）
 - ・ 次回の介護サービス料金改定（介護報酬改定）に向けては、サービス毎の収支差その他経営実態について、財務諸表の活用の在り方等を含め、より客観性・透明性の高い手法により網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「介護事業経営実態調査」において確実に反映させる。

1. 調査対象期間等について

論点

- 介護事業経営実態調査については、これまで改定後2年目の3月（1か月分）の収支等の状況を調査してきたが、1年分の収支等の状況を把握することについてどのように考えるか。
- 介護事業経営概況調査については、これまで改定後1年目の1年分の収支等の状況を調査してきたが、介護事業経営実態調査について、仮に1年分の収支等を把握することとした場合、概況調査の調査対象期間についてどのように考えるか。

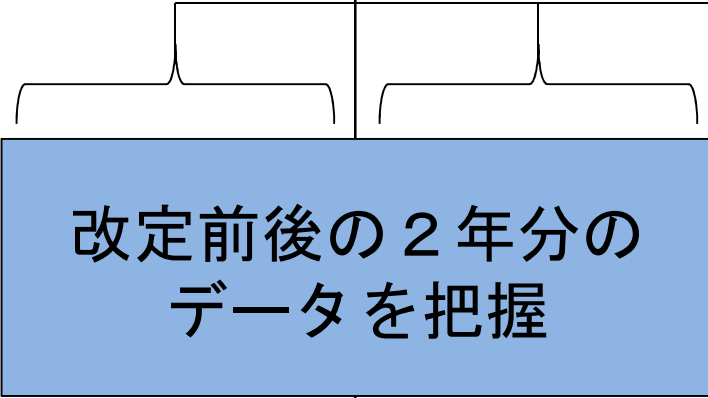
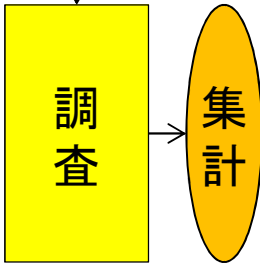
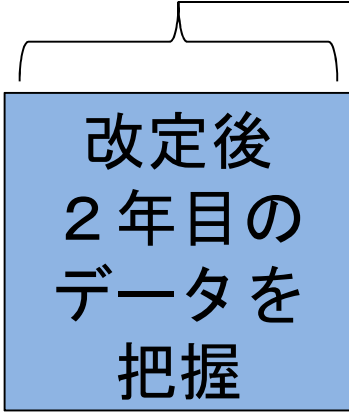
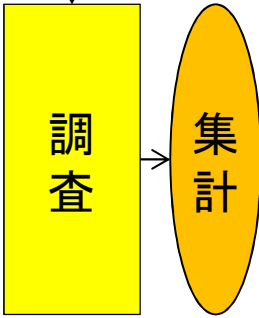
対応案



- 介護事業経営実態調査については、
 - ・ 単月の調査では、季節変動や特殊要因の影響を受ける可能性があること
 - ・ 調査対象期間を1年分とすれば、決算値を利用できるため、数字の正確性が高まることから、1年分の収支等の状況を調査することとしてはどうか。
- また、介護事業経営概況調査については、介護報酬改定の前後の年における収支等の状況を比較することにより改定の影響を把握する観点から、2年分を把握することとしてはどうか。
- なお、上記の場合にも、
 - ・ 概況調査は介護報酬改定前後の概況（全体的な傾向）を把握するもの、実態調査は介護サービスごとの直近の収支差率を把握するものとの役割分担
 - ・ 現状でも概況調査や実態調査の有効回答率が40%～50%程度である中、同一の事業所に概況調査と実態調査の2回の記入者負担を求めることには慎重である必要があることから、概況調査の調査客体を実態調査の調査客体と一致させることまでは行わないこととしてはどうか。

1. 調査対象期間等について

見直し後の介護事業経営概況調査・介護事業経営実態調査の
調査対象期間等（イメージ）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
概況調査 （改定後 1年目）				
実態調査 （改定後 2年目）				

1. 調査対象期間等について

見直し後の介護事業経営実態調査のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	<介護：平成29年調査イメージ>						
	調査票配布：4月末 回収期限：5月末日	督促・集計作業					
	社会福祉法人・ 医療法人等決算 作成期限（5月 末日）						

※ 見直し後の介護事業経営概況調査についても、上記と同様、社会福祉法人・医療法人等決算作成期限を踏まえた調査開始時期とする。

（参考）直近の介護事業経営実態調査・医療経済実態調査のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
<介護：平成26年調査実績>						<介護> 経営調査委員会 （10月3日） 介護給付費分科 会（10月15日）	
調査票配布：3月末 回収期限：4月末日	督促・集計作業						
		<医療：平成25年調査実績>					<医療> 調査実施小委 （11月6日） 中医協総会 （11月6日）
		調査票配布：5月末 回収期限：7月末日	督促・集計作業				

1. 調査対象期間等について

(参考) 平成26年度介護事業経営実態調査の概要

	平成26年度介護事業経営実態調査
調査の目的	介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査時期	H26. 4 (H26. 3月1か月の収支等の状況)
全事業所数	136,052施設・事業所
調査客体数	33,339施設・事業所 (全事業所数に占める割合：24.5%)
有効回答数	16,145施設・事業所 (全事業所数に占める割合：11.9%)
有効回答率	48.4%

1. 調査対象期間等について

(参考) 介護事業経営実態調査と介護事業経営概況調査の比較

	介護事業経営実態調査	介護事業経営概況調査	参考 医療経済実態調査 (医療機関等調査)
調査の対象	介護保険施設、居宅サービス事業者（介護予防含む）、地域密着型サービス事業所（介護予防含む）	介護保険施設、居宅サービス事業者（介護予防含む）、地域密着型サービス事業所（介護予防含む）	病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局
調査の周期	3年周期	3年周期	2年周期
調査時期	改定後3年目の4月	改定後2年目の7月	改定後2年目の6月
調査の範囲	調査年の3月の1か月の状況を調べる。	直近の事業年（度）の1年間の状況を調べる。	直近の2事業年（度）の2年間の状況を調べる。
調査の方法	郵送＋電子調査	郵送＋電子調査	郵送＋電子調査
調査対象施設数	33, 339（平成26年）	15, 679（平成25年）	8, 983（平成25年）
有効回答施設数	16, 145（平成26年）	6, 540（平成25年）	4, 812（平成25年）
有効回答率	48.4％（平成26年）	41.7％（平成25年）	53.6％（平成25年）
公表時期	調査年の10月	調査年の12月	調査年の11月
抽出率	介護老人福祉施設 1／4 訪問介護・通所介護 1／5 居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護 1／10 等 サービスの種類により1／1～1／10で抽出している。	老人福祉施設、老人保健施設 1／4 訪問介護、通所介護 1／20 居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護 1／10 等 サービスの種類により1／1～1／40で抽出している。	病院 1／3（特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1／1） 一般診療所 1／20 歯科診療所 1／50 保険薬局 1／25

2. キャッシュフローの把握について

論点

- 介護事業経営実態調査等においては、各介護サービスごとの収支等を調査対象としているが、キャッシュフローを把握することについてどのように考えるか。
- 各介護サービスの費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得るという介護事業経営実態調査等の目的に鑑みれば、キャッシュフローを調査事項に含めないことも考えられるが、一方で、法人は借入れ等を利用して経営しているケースも多く、そのような実態を把握するためには、特にキャッシュフローの把握が必要であるとの意見がある。

対応案

- キャッシュフローについて、介護事業経営実態調査等においては、各介護サービスごとの収支等を調査対象としていることから、各介護サービスごとのキャッシュフローを把握することとしてはどうか。
 - また、調査対象サービスについては、建物等の取得にあたって相当程度の投資が見込まれるサービス（具体的には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護等）としてはどうか。
 - 介護サービスについては、医療法人、社会福祉法人、営利法人など多様な主体が担い手となっており、
 - ・ 各法人が用いている会計基準についても様々であり、必ずしもキャッシュフロー計算書を作成していないことが見込まれること
 - ・ 介護事業経営概況調査において複数年の収支の状況を把握する場合には、記入者負担の増加が見込まれること
- 等から、従来の介護事業経営実態調査等で把握可能な調査項目に加え、必要最低限の調査項目を追加することにより、簡易なキャッシュフロー（長期借入金返済支出のみ）を把握することとしてはどうか。

2. キャッシュフロー等の把握について

簡易なキャッシュフロー（イメージ）

- 当期の税引後収支差額と減価償却費で借入金の返済が可能であるか把握する。

税引後収支差額 + 減価償却費

既存の調査項目

長期借入金返済支出

新たな調査項目

3. 収支等における介護報酬以外のものの取扱いについて

論点

- 施設・居住系サービスについては、介護保険外のサービスも合わせて提供され、費用の按分が困難なことから、介護報酬以外の家賃、管理費等を含んだ事業全体の収支等の状況を調査しているが、介護報酬以外の収支による部分の取り扱いについて、介護報酬の収支との切り分け手法も含め、どのように考えるか。



対応案

- 現状、施設・居宅系サービスの収支等において、介護報酬と介護報酬以外を適切に切り分けることは困難と考えられる。
- このため、本論点については、将来の検討課題と位置付け、まずは現行の取扱いを継続しつつ、今後、介護事業と他の事業や、当該介護サービスの利用者とそれ以外の利用者など、費用の適切な按分方法について調査研究等を行うことを検討してはどうか。

4. その他

論点

- 介護事業経営実態調査等においては、事業者が得た補助金に相当する部分を除外した事業活動に関する収支を把握するため、収入から国庫補助金等特別積立金取崩額を、支出から減価償却費のうち同積立金に相当する額を、ともに除外しているが、これらの取扱いについてどのように考えるか。



対応案

- 国庫補助金等特別積立金取崩額については、実際にそれに相当する額の現金を得るわけではないが、一方、それに対応する減価償却費についても現金の支出があるわけではないことから、収支差率の算出方法に関しては、現行の取扱いの通りとしつつ、平成27年度から実施されている社会福祉法人の新会計基準も踏まえ、実態調査等における「国庫補助金等特別積立金取崩額」の項目を「介護事業収益」から「介護事業費用」に移行（※この場合、費用にマイナス計上される）してはどうか。

4. その他

介護事業経営実態調査結果等の集計表（イメージ）

見直し前

I 介護事業 収益	(1)介護料収入	千円	...
	(2)保険外の利用料	...	...
	(3)補助金収入	...	...
	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	ア	
	(5)介護報酬査定減	...	...
	(6)介護職員処遇改善交付金	...	...
II 介護事業 費用	(1)給与費	...	...%
	(2)減価償却費	...	...%
	(3)その他	...	...%
III 介護事業 外収益	(1)借入金補助金収入	...	
IV 介護事業 外費用	(1)借入金利息	...	
V 特別損失	(1)本部費繰入	...	
収入 ①= I - I (4) + III		ウ	
支出 ②= II + IV + V - I (4)		エ	
差引 ③=①-②		オ	力%

見直し後

I 介護事業 収益	(1)介護料収入	千円	...
	(2)保険外の利用料	...	...
	(3)補助金収入	...	...
	(4)介護報酬査定減	...	...
	(5)介護職員処遇改善交付金	...	...
II 介護事業 費用	(1)給与費	...	...%
	(2)減価償却費	...	...%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ア	...%
	(4)その他	...	...%
III 介護事業 外収益	(1)借入金補助金収入	...	
IV 介護事業 外費用	(1)借入金利息	...	
V 特別損失	(1)本部費繰入	...	
収入 ①= I + III		ウ	
支出 ②= II + IV + V		エ	
差引 ③=①-②		オ	力%

4. その他

(参考) 社会福祉法人の新会計基準

○ 社会福祉法人では、平成27年度より全ての法人が新会計基準に移行する。国庫補助金等特別積立金取崩額の取扱いについては、旧会計基準では、事業活動計算書の事業活動収入に計上することとされていたが、新会計基準では、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上。

旧会計基準

	勘定科目	本年度決算
事業活動収支の部	介護保険収入	
	自立支援費等収入	
	利用料収入	
	措置費収入	
	運営費収入	
	・	
	・	
	・	
	寄付金収入	
	雑収入	
事業活動収支の部	借入金元金償還補助金収入	
	引当金戻入	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	× × ×
	事業活動収入 計	
	人件費支出	
	事務費支出	
	事業費支出	
	減価償却費	
	・	



新会計基準

	勘定科目	本年度決算
サービス活動増減の部	収	
	・	
	・	
	経常経費寄付金収益	
	その他の収益	
	サービス活動収益 計	
	費	
	人件費	
	事業費	
	事務費	
サービス活動増減の部	就労支援事業費用	
	・	
	・	
	・	
	利用者負担軽減額	
	減価償却費	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ × × ×
	徴収不能額	
	徴収不能引当金繰入	
	その他の費用	
	サービス活動費用 計	

4. その他

論点

- 介護報酬設定の検討の際には、税等の費用を控除する前の収支差率を用いているが、法人税が課税されている法人と非課税の法人があるという現行の税制を前提に、課税・非課税の取扱いと介護報酬との関係について、どのように考えるか。
- 回収率や有効回答率を上げる取組について、どのように考えるか。



対応案

- 課税・非課税の取扱いについては、
 - ・ 介護事業経営実態調査等は、介護報酬を中心として収入が介護サービスに要する費用をカバーできているかを把握するための調査であり、現行、税引前の収支を用いて、収支差率を表示している。
 - ・ 一方、介護事業経営実態調査等では、各サービスごとの法人税等の額も把握し、税引後の収支差率も調査している。
このため、各サービスごとの収支差率を示す際には、現行の税引前の収支差率に併せて、税引後の収支差率も記載することとしてはどうか。
- 回収率や有効回答率を上げる取組については、調査対象期間等の見直しも踏まえ、前回の実態調査等において、母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや記入不備が多くみられた調査項目等を中心に、更なる改善を図ることとしてはどうか。